

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年7月臨時評議員会

令和7年7月15日(火) 午後3時30分

豊田市民文化会館 会議室 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議決事項

議案第5号 公益財団法人豊田市文化振興財団定款の一部を改正する定款
について

議案第6号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並
びに費用に関する規則の一部を改正する規則について

5 そ の 他

令和7年度 議案第5号

公益財団法人豊田市文化振興財団定款の一部を改正する定款について

上記の議案を提出する。

令和7年7月15日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「財団」という。）と公益財団法人豊田市国際交流協会の合併に際し、財団の目的及び公益目的事業を整理統合するとともに、増員により選任された理事の任期を在任中の理事の任期と統一したいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団定款の一部を改正する定款

公益財団法人豊田市文化振興財団定款（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第3条中「文化及び芸術の振興、青少年の健全な育成の推進及び生涯学習活動の推進」を「芸術文化の振興、青少年の健全な育成、生涯学習活動の推進及び国際交流と多文化共生の促進」に、「市民生活」を「文化都市」に改める。

第4条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 芸術文化を振興する事業
- (2) 青少年の健全育成を推進する事業
- (3) 生涯学習活動を推進する事業
- (4) 国際交流と多文化共生を促進する事業

第4条第1項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とする。

第32条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任中の理事の任期の残存期間とする。

附 則

この定款は、この法人を吸収合併存続法人とし、公益財団法人豊田市国際交流協会を吸収合併消滅法人とした吸収合併契約に定める効力発生日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団定款の新旧対照表

旧	新
(目的) 第3条 この法人は、<u>豊田市における文化及び芸術の振興、青少年の健全な育成の推進及び生涯学習活動の推進</u>に関する事業を行い、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた<u>市民生活の実現</u>に寄与することを目的とする。 (公益目的事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業</u> (2) <u>文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業</u> (3) <u>文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業</u> (4) <u>地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業</u> (5) <u>青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業</u> (6) <u>青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業</u> (7) <u>生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業</u> (8) <u>その他公益目的を達成するために必要な事業</u> 2 (略) (役員の任期) 第32条 (略) 2 (略) 3 (略) [追加] 4 (略)	(目的) 第3条 この法人は、<u>豊田市における芸術文化の振興、青少年の健全な育成、生涯学習活動の推進及び国際交流と多文化共生の促進</u>に関する事業を行い、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた<u>文化都市の実現</u>に寄与することを目的とする。 (公益目的事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>芸術文化を振興する事業</u> (2) <u>青少年の健全育成を推進する事業</u> (3) <u>生涯学習活動を推進する事業</u> (4) <u>国際交流と多文化共生を促進する事業</u> [削る] [削る] [削る] (5) <u>その他公益目的を達成するために必要な事業</u> 2 (略) (役員の任期) 第32条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>増員により選任された理事の任期は、他の在任中の理事の任期の残存期間とする。</u> 5 (略)

令和7年度 議案第6号

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用
に関する規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年7月15日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、臨時理事会等を開催する必要がある場合に備え、各年度における各評議員等の報酬等総額の上限額を引き上げたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「5万円」を「10万円」に改める

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の新旧
対照表**

旧	新
(報酬等の額)	(報酬等の額)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、各評議員等の報酬等の各年度の総額は、評議員並びに理事長及び副理事長以外の非常勤役員にあつては <u>5万円</u> 、理事長、副理事長及び常勤役員にあつては700万円を超えない範囲の額とする。	3 前2項の規定にかかわらず、各評議員等の報酬等の各年度の総額は、評議員並びに理事長及び副理事長以外の非常勤役員にあつては <u>10万円</u> 、理事長、副理事長及び常勤役員にあつては700万円を超えない範囲の額とする。
4 (略)	4 (略)